

旭川市東旭川学校給食センターの給食調理
業務委託に係るサウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和3年9月

旭川市教育委員会学校教育部学校保健課

目 次

1	調 査 の 名 称	P 1
2	調 査 の 趣 旨	P 1
3	施 設 の 概 要	P 1
4	基 本 条 件	P 2
5	調 査 の 項 目	P 2
6	調 査 実 施 に つ い て	P 3
7	そ の 他	P 5
8	問 合 せ 及 び 連 絡 先	P 5

【様式】 ・現地見学会・説明会参加申込書（様式 1）

・参加シート（様式 2）

・対話シート（様式 3）

・質問票（様式 4）

【資料】 ・旭川市東旭川学校給食センターリーフレット

1 調査の名称

旭川市東旭川学校給食センター給食調理業務委託に係るサウンディング型市場調査
(以下「調査」といいます。)

2 調査の趣旨

本市では、「行財政改革推進プログラム2020」を策定し、持続可能な財政運営と効果的で効率的な行政運営を目標に、民間活力を活用し、施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制の検討を進めることとしています。

本市の学校給食調理業務は、現在、各学校で自校の給食を調理する単独調理方式や給食センターなどで複数校の給食を調理する共同調理方式により、直営で実施しています。

一方で、学校給食の調理業務について、北海道全体では52.3%（北海道の学校給食（令和元年度）より）の市町村が民間委託を実施している状況にあります。

そうした中、今後の人口減少を見据えると本市職員の増加は難しく、より効果的・効率的な行政運営に努める必要があることから、安全安心でおいしい学校給食の提供を前提に、民間活力を活用した場合の効果についても検討する必要があるものと考えています。

そこで、民間事業者の皆さまとの対話の場を設定し、様々な視点から東旭川学校給食センターの調理業務について、民間委託した場合の安全安心な学校給食の確保策や、民間のノウハウを生かした効率的・効果的な実施方法など、幅広く御意見や御提案を期待しています。

3 施設の概要

施設名：旭川市東旭川学校給食センター

所在地：旭川市東旭川町上兵村544番地

施設の概要：建設年度 令和元年度

敷地面積 6,234.61 m²

延床面積 2,795.31 m²

建物構造 鉄骨造2階建

調理場の形態 ドライシステム

最大提供食数 4,500 食/日

提供学校数 小学校5校，中学校8校

その他 調理実習室，研修室（大・小）は有料使用可能
見学，食の情報コーナーの設置

職員体制：正職員9人（所長1，業務指導担当7，管理栄養士1）

会計年度任用職員42人（事務1，調理員41），栄養教諭（兼務）2人

経費：248,383千円（人件費 129,146千円，物件費 119,237千円）～R2実績

4 基本条件

(1) 基本的な考え方

ア 安全・安心でおいしく、バリエーション豊かな学校給食の提供

(ア) 学校給食衛生管理基準，大量調理施設衛生管理マニュアル及び HACCP の概念に基づき，衛生管理の徹底を図る。

(イ) 調理作業の効率化と作業環境に配慮する。

(ウ) 地域の特性を活かした学校給食を提供する。

(エ) 多様な調理機器の整備によるバリエーション豊かなメニューの充実を図る。

(オ) 食物アレルギー等への対応ができること。

イ 食育に資する環境の整備

(ア) 学校給食を生きた教材として活用する。

(イ) 地域の農業生産者や農業団体との連携により，地域で生産された農産物を活用する。

(2) 業務内容

ア 対象業務

調理等業務，衛生管理業務，残食計量・洗浄・残滓等処理業務

イ 別に検討を要する業務

配送，回収業務

ウ 市が実施する業務

献立作成，食材調達，衛生管理に関する指導，食育指導

エ 施設稼働日数

年間205日を予定

5 調査の項目

次の項目について御意見，御提案をお聞かせください。

スムーズな対話となるよう，事前に提出していただく対話シートの内容をもとに，対話を進める予定です。

- | |
|----------------------|
| 1 給食の質と安全性の確保・向上について |
| 2 効率的な運営，コスト縮減について |
| 3 衛生管理について |
| 4 食育と地産地消の考え方について |
| 5 人材育成について |

6 調査実施について

(1) スケジュール

①実施要領の公表・配布	令和3年9月13日(月)～11月5日(金)
②現地見学会・説明会への参加申込み	令和3年9月13日(月)～9月29日(水)
③質問の提出	令和3年9月13日(月)～10月27日(水)
④現地見学会の開催	令和3年10月6日(水)
⑤説明会の開催	令和3年10月6日(水)
⑥調査への参加申込み	令和3年10月18日(月)～11月5日(金)
⑦調査の実施	令和3年11月15日(月)～11月29日(月)
⑧実施結果概要の公表	令和4年1月

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールの変更、中止、またオンライン方式による調査の実施等を検討する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 調査の流れ

①実施要領公表・配布

実施要領、様式及び資料を本市ホームページにて公表します。紙での配布を希望する場合は、令和3年11月5日(金)まで(土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで)に「8 問合せ及び連絡先」へ連絡してください。

②現地見学会・説明会への参加申込み

調査への参加希望事業者向けの現地見学会及び説明会を実施します。現地見学会の内容は主に土地・建物等の状況確認に関する事、説明会の内容は主に調査の実施方法に関する事を予定しています。現地見学会・説明会に参加しなくとも、調査に参加することは可能です。

【受付期間】 令和3年9月13日(月)～9月29日(水) 午後5時

【申込方法】 「現地見学会・説明会参加申込書(様式1)」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、現地見学会・説明会の御案内を電子メールにて送付します。

【提出先】 gakyou_hoken@city.asahikawa.lg.jp

※件名は「旭川市東旭川学校給食センター給食調理業務委託に係るサウンディング型市場調査【現地見学会・説明会参加申込み】」としてください。

③質問の提出

調査に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和3年9月13日(月)～10月27日(水) 午後5時

【提出方法】 「質問票(様式4)」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受け付けした質問には電子メールで個別に回答します。

(調査の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。) また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 gakyou_hoken@city.asahikawa.lg.jp

※件名は「旭川市東旭川学校給食センター給食調理業務委託に係るサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

④現地見学会の開催 ※ 現地集合

日時：令和3年10月6日(水) 午前9時30分～午前10時30分

場所：旭川市東旭川町上兵村544番地

旭川市東旭川学校給食センター

⑤説明会の開催

日時：令和3年10月6日(水) 午前10時30分～午前11時30分

場所：旭川市東旭川学校給食センター2階研修室

⑥調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和3年10月18日(月)～11月5日(金) 午後5時

【申込方法】 「参加シート(様式2)」及び「対話シート(様式3)」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、調査実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。(都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)

【提出先】 gakyou_hoken@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市東旭川学校給食センターの給食調理業務委託に係るサウンディング型市場調査【対話参加申込み】」としてください。

⑦調査の実施

申込みのあった民間事業者との間で、法人(グループ)ごとに30～60分を目安に、個別に調査(対話)を実施します。活発な対話を実現するため、施設側、事業者側ともに参加者は4人程度を想定しています。特に資料は求めませんが、説明の補足に必要な場合は、当日お持ちください。

⑧実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護に配慮するとともに、事前に参加事業者の内容を確認します。なお、参加事業者の名称は非公表とします。

7 その他

(1) 調査の参加条件

調査の参加対象者は、事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとします。法人の規模や営利非営利は問いません。なお、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- ②参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者
- ④旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者
- ⑤国税及び地方税について滞納がある者

(2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査（対話）を実施しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 参加の取扱い

施設の管理運営等に関する事業者を公募する際に、調査の参加実績があることで優位となることはありません。

(4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用（書類作成、説明会及び現地見学会、調査参加に要する旅費等）は参加事業者の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含みます。）を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。

8 問合せ及び連絡先

旭川市教育委員会学校教育部学校保健課

住所 〒070-0036 旭川市 6 条通 8 丁目 セントラル旭川ビル 7 階

電子メールアドレス gakyou_hoken@city.asahikawa.lg.jp

電話番号 (0166)26-1385